

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第28号

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則（平成8年静岡県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（略）		別表（略）	
施設の名称	位置	施設の名称	位置
(略)		(略)	
長泉町桃沢野外活動センター	(略)	長泉町桃沢野外活動センター	(略)
<u>沼津市立少年自然の家</u>	<u>沼津市</u>	沼津市立少年自然の家	沼津市
沼津市青少年教育センター	(略)	沼津市青少年教育センター	(略)
(略)		(略)	
静岡市清水和田島自然の家	(略)	静岡市清水和田島自然の家	(略)
<u>静岡市清水大平青少年の家</u>	<u>静岡市</u>	静岡市清水大平青少年の家	静岡市
静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	(略)	静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。